

平成 16 年度 ファミリー・フレンドリー企業表彰

「厚生労働大臣努力賞」表彰企業(平成 16 年 10 月現在)

<生活協同組合ひろしま>

所在地: 広島県広島市/業種: 協同組合/従業員数: 約 2,000 人

1 両立支援に関する基本方針

◇経営方針「組合員のくらしの向上」の下、期間雇用者も対象とした両立支援に取り組んでいる

2 育児休業制度

◇制度

- 期間 子が 1 歳 6 ヶ月まで取得可能
- 対象 期間雇用者も対象としている

◇利用状況

これまでに、男性の取得実績があり、女性の取得は出産者全員
期間雇用者の取得者多数

3 介護休養制度

◇制度

- 期間 最長 6 ヶ月まで取得可能
- 対象 期間雇用者も対象としている

◇利用状況

これまでに、男性 3 名、女性 3 名が取得
期間雇用者の取得者あり

4 勤務時間短縮等の措置

◇育児のための制度

- (1) 短時間勤務
- (2) 所定外労働の免除

いずれの制度も、小学校就学の始期まで利用が可能

◇介護のための制度

- (1) 短時間勤務
- (2) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

(3) 所定外労働の免除

いずれの制度も、最長 6 ヶ月まで利用が可能

◇ 育児・介護サービス費用の補助

共済会よりベビーシッター・ヘルパー利用、育児・介護施設利用料補助（育児は小学校低学年まで利用可）

5 その他の制度

◇ 子どもの看護休暇／小学校就学の始期まで取得でき、1 子につき年間 5 日間

◇ 育児・介護休業中の経済的援助

・ 1 歳を超えた育児休業中は、共済会より、社会保険料本人負担分相当額と一定の給付金を支給

・ 介護休業中は、共済会より、社会保険料本人負担分相当額を支給

◇ 配偶者出産休暇（2 日間、有給）

6 社内環境整備

◇ 従業員の意識調査で両立支援策の希望聴取

◇ 人事教育グループでは、子育て支援・介護支援制度の周知徹底を推進

◆ 平成 16 年 10 月 21 日、イイノホール（東京）にて開催された「少子化時代の企業の在り方を考えるシンポジウム」の席上、衛藤副大臣より表彰状ならびに記念品が授与されました。



〈向かって右〉

生活協同組合ひろしま

理事長 富田 巖氏